

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 5 項の規定に基づく工事監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表します。

令和 7 年 2 月 27 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

記

第 1 基準に準拠している旨

太宰府市監査基準（令和 2 年監委告示第 1 号）に基づき次のとおり監査を実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく工事監査

第 3 監査の対象

- 1 工事名 長浜・太宰府線都府楼大橋第 6-2 工区補修工事
- 2 所管課 都市整備部 建設課
- 3 範囲 施工中の対象工事について、設計図書が合理的かつ経済的に作成されているか、また一連の工事事務が適正に処理されているか、契約書を含む工事関係書類、工事施工における技術的見地から監査を行った。

第 4 監査の着眼点

本監査の着眼点については、全国都市監査委員会実務ガイドラインの「第 3 章 監査等の着眼点」の「第 4 章 工事監査等の着眼点」を参考とし実施した。

- ・ 建築工事の計画通知関係書類など、関係法令に基づく必要な書類が適切に整備されているか。
- ・ 工事施行の決裁手続は適正に行われているか。
- ・ 事業目的に適合した設計となっているか。
- ・ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
- ・ 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- ・ 数量及び金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
- ・ 工事施工計画は適切か。施工計画書及び工程表は整備されているか。
- ・ 設計図書どおり施工されているか。
- ・ 現場の安全管理は適切に行われているか。
- ・ 設計及び工事監理等の業務委託契約の内容は適正か。また、仕様書等は的確に作成されているか。

第5 監査の主な実施内容

事前に対象工事の関係書類の提出を求め、書類審査を行うとともに、当該工事の計画概要、設計方針、積算根拠、施工方法及び工事監理等について、関係職員及び設計業者から説明を受けた。続いて、工事の現場に赴き、工事の施工状況・監理状況について、関係職員、工事施工業者、設計業者及び監理業者から聞き取りを行った。

なお、当監査については、工事技術に関する専門的な知識を必要とするため、「公益社団法人 大阪技術振興協会」に技術面における調査を委託し、調査結果及び助言等について報告を受けた。その内容については、別添「令和6年度 太宰府市 工事監査技術調査結果報告書（以下、「調査結果報告書」という。）」のとおりである。

第6 監査の実施場所及び日程

- 1 実施場所 太宰府市役所本庁舎 4階 405 会議室及び監査対象工事現場
- 2 審査の日程 令和6年11月11日から令和7年2月13日まで

第7 工事の概要

- 1 工事件名 長浜・太宰府線都府楼大橋第6-2工区補修工事
- 2 工事担当課 都市整備部 建設課
- 3 工事場所 太宰府市 通古賀1・2丁目地内 都府楼大橋
- 4 工事の目的 太宰府市橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検結果にて、損傷に対する対策の必要性が判明。補修により構造物の安全性・橋梁の長寿命化を図ることを目的とする。
- 5 主な工事内容 ひび割れ注入工：L=673 m
ひび割れ充填工：L= 53 m
断面修復工(防錆処理有)：V=0.5 m³
断面修復工(防錆処理無)：V=0.1 m³
- 6 工事入札方法 指名競争入札
- 7 工事請負者 株式会社 湊工業
- 8 設計者（委託）株式会社 東光コンサルタンツ
- 9 工事監理(委託) 株式会社 東光コンサルタンツ
- 10 工事請負金額 49,060,000 円（消費税及び地方消費税込み）
- 11 契約年月日 令和6年10月9日
- 12 工期 令和6年10月10日から令和7年3月25日まで
- 13 工事進捗率 約10.0%（令和6年12月23日時点）
- 14 監督員 建設課長 齋藤 実貴男

第8 監査の結果

今回監査の対象とした工事の計画・調査・設計・積算・施工計画・施工管理・安全管理・監理監督などの各段階における技術的实施状況および、書類調査については調査結果報告書を踏まえて判断する限りにおいて、おおむね適正と認められた。また、監査の過程において行った指導・助言について、改善を図りたい。

第9 意見

監査の過程において、次のような事実が明らかになったので、今後の工事等の実施に関して参考にしていただきたく意見を申し上げる。なお、調査結果報告書に記されている所見や提案についても参考にされたい。

1 積算のチェック体制について

現行のチェック体制は、起案者が作成した積算資料を課内全員で確認し、決裁・検印するものとなっている。しかし、起案者のほかに検算者を定め詳細に確認を行った後、課内全員の決裁をとることが有効であると思われる。

2 保険契約書の確認タイミングについて

法定外労災保険や工事保険に加入しているか否かの確認が、契約後の現場確認時に行われていた。今後は保険証書の写しの提出を契約時に求めるなど、保険の加入漏れ等のリスクの低減に努められたい。

3 緊急時の体制および対応について

今回の工事は西鉄電車の線路を跨ぐ工事であり、厳密な施工および工程管理が求められる特殊な工事であることから、特に緊急時の体制および対応を明確にしておくべきである。

令和6年度
太宰府市
工事監査技術調査結果報告書

令和7年1月10日(金)

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士(建設部門) 田中耕治

調査実施日： 令和6年12月23日(月)

調査対象部課： 都市整備部建設課

調査対象工事： 長浜・太宰府線都府楼大橋第6-2工区補修工事

調査場所： 太宰府市役所本庁舎4階405会議室及び監査対象工事現場

調査立会者	監査委員	吉野 茂
	監査委員	森田 正嗣
	監査委員事務局長	添田 邦彦
	監査委員事務局書記	野寄 美希
	監査委員事務局書記	大塚 幸明

I 調査の範囲及び方法

工事技術調査は、技術的観点からの調査を主眼としているため、令和6年度に施工中の工事の中から、1件について調査を実施した。午前中に「長浜・太宰府線都府楼大橋第6-2工区補修工事」の書類審査を太宰府市役所本庁舎4階405会議室にて実施し、午後に、当該作業場所の現場確認を行った後、太宰府市役所本庁舎4階405会議室で書類審査及び現地確認の講評を行った。

II 調査対象工事

1. 長浜・太宰府線都府楼大橋第6-2工区補修工事

(1) 工事内容説明者

都市整備部	建設課	課長	齋藤 実貴男
		工務係長	長岡 健二郎
		工務係	行武 里恵

(2) 工事概要

① 工事場所 太宰府市 通古賀1・2丁目地内 都府楼大橋

② 背景と工事内容

この工事は、太宰府市橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検結果にて、損傷への対策の必要性が生じたため、構造物の安全性・橋梁の長寿命化を図ることを目的として設計され、施工されており、この工事の背景と工事内容については、特に問題は無い。

主な工事概要は以下のとおりである。

ひび割れ注入工：	L=673 m
ひび割れ充填工：	L= 53 m
断面修復工(防錆処理有り)：	V=0.5 m ³
断面修復工(防錆処理無)：	V=0.1 m ³

③ 工事請負業者 株式会社 湊工業

④ 設計者 株式会社 東光コンサルタンツ

⑤ 工事監理 直営

⑥ 当初工期 令和6年10月10日 ～ 令和7年3月25日

⑦ 工事事業費

設計価格	49,654,000円（税込み）
予定価格	49,654,000円（税込み）
請負金額	49,060,000円（税込み）
請負率	98.80 %

⑧ 工事進捗率(令和6年12月23日現在) 10.0%(計画10.0%)

(3) 工事技術調査の所見

本工事における計画・調査・設計・積算・施工計画・施工管理・安全管理・監理監督などの各段階における技術的実施状況については、計画の事業目的・施工理由などについて、的確に検討され実施されており、設計や施工計画書などに検討・改善が望まれる箇所はあったが、おおむね良好であった。

次に、この工事に於ける重要項目は、第一に、西日本鉄道株式会社の軌道内での夜間停電閉鎖工事で、制限時間 2 時間以内に軌陸車を使用して施工を行い、時間内に安全を確認のうえ、確実に軌道外へ退避ができるのか、第二に、足場を組めない部分(橋梁が側道上空に架かっている部分)の施工は通行止めをし、高所作業車を使用して、安全に施工することにある。その二項目を中心に技術調査を行った。

内容の詳細は後述するが、設計図書や施工計画書の内容などに改善点は有るが、全般的に工程管理、施工管理、安全管理などは良好であった。

(4) 工事着手前の書類調査における所見

1) 調査・設計

本工事の設計は、指名競争入札 8 者参加で、株式会社東光コンサルタンツが落札している。本契約に至る諸手続きは適切に行われており、問題点は認められない。

なお、設計に携わった管理技術者及び照査技術者は、太宰府市が求めている資格を有していることを、業務計画書及び業務委託の提出書類などで確認した。

設計照査は計画通り実施されているが、照査報告書には、チェックポイントや指示内容が照査技術者の自筆で記載されており、照査技術者が確認したことを証明できる十分な内容で良好であった。

しかし、業務計画書の業務工程表に、照査や設計協議などの工種の実施時期や回数記載が無い。これでは工程表の意味が無いので、発注者・受注者共に提出書類の十分な内容確認が必要である。

また、横締め工の PC 鋼線や定着部及びグラウト充填の調査が行われていないので、今後、これらの点検を定期調査・点検時に実施するか検討が必要である。

設計にあたっては、「(社)日本道路協会、道路橋示方書・同解説(平成24・29年度版)」、「(社)日本道路協会、道路橋補修・補強事例集(平成24年3月)」、「(社)日本道路協会、道路橋補修便覧(昭和54年2月)」、「太宰府市建設課、太宰府市橋梁長寿命化修繕計画(令和元年3月)」、「日本コンクリート工学、コンクリートのひび割れ調査、

補修・補強指針(平成25年度版)」などに基づき、各種諸元・設計条件などを設定している。

また、補修方法についても、各種工法についての工法比較表を作成して各工法を比較検討し、適切且つ低価な工法を採用しており、合理的・経済的な設計内容となっている。設計内容は良好である。

2) 積算

施工歩掛り及び使用単価は、「福岡県 土木工事標準積算基準書(令和5年10月)」などに準拠しており、福岡県基本単価以外の資材単価は、「建設物価」、「積算資料」の平均値を使用し、それらに無い単価は、見積を3者以上から徴収し平均値を採用している。施工単価については、見積を3者以上から徴収し平均直下値を採用している。なお積算には、福岡県建設技術情報センターの「土木積算システム」を使用している。

積算のチェック体制は、積算担当者が作成した積算資料を担当課内に回覧し、同課内全員の検印がなされているが、積算内容を検算者を決めて詳細にチェックした後、同課内全員に回覧、検印する方法が、合理的・効率的だと思われる。今後、このチェック方法の実施を検討されたい。

3) 設計図・特記仕様書

設計図は本工事施工に際して、十分な機能を有する設計図面であると考えられる。

一方、特記仕様書には、遠隔臨場・週休二日制・熱中症対策・ICT の活用など働き方改革・労働環境の改善への取組についての記載が無いが、これらについて、今後取り組むことに留意されたい。

また、法定外労災保険や工事保険について、現場確認の際に保険契約書を確認していたが、今後は、契約時に証書のコピーを提出するように記載して、提出させるのが、リスク回避のために必要と思われる。

4) 施工業者選定及び施工計画書

施工業者選定に当たっては、太宰府市基準に基づき令和6年度に指名競争入札で実施され8者の応札があり株式会社湊工業に決定している。見積期間は所定日数(10日)が確保されている。また、契約関係図書は、請負契約書、履行保証、代理人届、監理技術者届などは全て提出され正しく保管されている。なお、CORINS へは、規定に基づき、受注時に正しく登録されていることを確認した。

施工計画書は「福岡県土木工事施工管理の手引き」に従って作成されており内容は概ね適切であるが、今後は以下のような点に関し検討されたい。

- ① 施工計画書は、「福岡県土木工事施工管理の手引き」の「5,000 万円以下の工事は、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略できる。」との規定に従って作成されているが、他の自治体では、500 万円以下の工事についての簡易施工計画書提出の規定が多い。(長崎県 500 万円、佐賀県 250 万円未満) 国交省の通達にはそのような記載事項は無い。

特に今回の工事は、軌道内停電閉鎖工事であり、夜間僅か2時間(1:30~3:30)で作業を終了し、安全を確認して、軌道内から退去しなければならない特殊工事である。このような厳密な施工・工程管理が必要な工事であるにもかかわらず、計画工程表や指定機械・主要資材・施工方法・工程管理・緊急時の体制及び対応などの項目が省略されており、これでは発注者監督員は安心して工事の施工を任せられるとは思えない。例えば、この低気温の環境下で、断面修復モルタルの固化は時間内に終了できるのか、始発電車の振動で落下しないかなどの、時間工程・施工管理も重要である。

もしも、モルタルが落下して電車に当たった場合、列車を停止して、モルタルの安全を点検しなければ、列車の運行を再開できないので、長時間の運航停止事故になるのは想像に難くない。

いずれにしてもこの工事では、詳細な施工計画書が必要と思われる。

また、工事金額 5,000 万円以下の縛りも、今回の工事費 4,965 万円の内、現場管理費は 1,454 万円も計上されており、施工計画を作成する費用には十分と思われる。

以上のことより、今回の工事のように難易度の高い工事においては、工事金額 5,000 万円を超える施工計画書と同様の内容とすることについて、検討されたい。

- ② 提出された、計画工程表に各工種の構成比が記載されていないので、監督職員は出来高曲線の可否の確認が困難である。

また、バナナ曲線が記入されていない、バナナ曲線の持つ意義をよく理解して、上下限値を記入すること。また、クリティカルパスの記載も必要である。

- ③ 安全管理の項目で、悪天候時の作業中止基準の数値の記載が無いが、安全衛生規則に定められた 数値を正確に記載して、風速・地震・降雨・降雪などがその数値に達した場合は、作業中止とさせることが望ましい。この数値は、作業員の生命にも係わる大事な数値なので正確なものを記載させること。

また、「悪天候の場合は、作業中止とし、現場周辺を定期的に巡視し、異常が有れば、すぐに監督員に報告して対策を協議し、工事再開に当たっては、現場周辺状況を点検し、異常が無いことを確認後、作業を再開する。」と記載するのが望ましい。

- ④ 施工計画書に添付する各種地図の使用に際しては、使用に関する規約をよく理解して使用すべきであり、できるだけ国土地理院の地図データを使用するのが賢明である。

さらに、文献や図・写真などを使用した場合には必ず出典を記載するなど著作権に関しては特に留意されたい。

(5) 工事着手後の書類調査における所見

1) 設計変更

当工事では現在のところ、設計変更はしていない。

2) 工程管理

工事は進捗予定 10%に対して、実施進捗 10%とほぼ予定通りに進捗しており、現場において適切な工程管理がなされているものと思われる。

3) 品質管理・出来形管理

現場確認にて、品質管理・出来形管理に関する必要書類・写真・図などを現場事務所にて確認した。施工計画書の施工管理計画に従って厳密な施工管理を行い、段階確認なども実施して、厳格な出来形管理及び品質管理が実施されていた。良好である。

4) 安全管理

本工事は無事故・無災害で推移している。現場確認時に写真や書類により、店社安全パトロール、安全教育、各種機械の始業前点検などを通じて事故防止活動を行っているのを確認した。良好である。

(6) 付加価値を向上させる提案

国交省の指導による書類簡素化の実施は必要であるが、今回の様な難易度の高い工事では、工事施工管理・安全管理に必要な書類(施工計画書など)まで、省略してしまえば、十分な工程・施工・品質・出来形・安全管理に支障をきたすと思われ、このままでは工事の施工に不安が有るので、この規定が作成された真意を確認のうえ、再考をお願いしたい。

(7) 現地調査結果

現地確認では、終点側橋脚の補修作業中の現地を確認したが、足場の架設状況・橋脚補修作業状況・保護具装着状況や、現場の保安設備・仮囲い・整理整頓などの状況は、良好であった。

また、現場への掲示が義務付けられている各種法定掲示物は、第三者の確認可能な場所に正しく掲示されていることを確認した。

【現場写真】

現場施工状況



断面修復状況

クラック低圧注入状況



法定掲示物設置看板設置状況

